

平成25年度教育委員活動及び事務事業
自己点検 ・ 評価結果報告書

平成26年11月

さつま町教育委員会

目 次

I	教育委員会の自己点検・評価制度の概要等	1
1	制度の概要	
2	さつま町教育委員会の取り組み方針	
(1)	教育委員の活動状況等	
(2)	事務局事業の評価等	
(3)	評価の方法等	
II	平成25年度教育委員会の自己点検・評価	2
1	教育委員の活動等	
2	教育委員会事務局の活動等	
(1)	教育総務課	
(2)	学校給食センター	
(3)	学校教育課	
(4)	社会教育課	
III	平成25年度の自己点検・評価に対しての 学識経験者からの意見・要望等	9
IV	平成25年度 自己点検・評価結果	10
1	教育委員活動	
2	教育行政の重点施策の推進状況 (担当課及び教育委員による)	
	[資料]	13

教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する要綱
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）
さつま町教育委員会 教育委員名簿

I 教育委員会の自己点検・評価制度の概要等

1 制度の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定により，教育委員会は「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価」を行い，その結果に関する報告書を作成し，議会に提出するとともに，住民に対して公表することとされている。

また，その実施に当たっては，教育に関し学識経験者の知見の活用を図ることとされている。

2 さつま町教育委員会の取り組み方針

教育委員会としては，次の二つの側面から点検・評価を実施した。

一つは教育委員の活動状況を教育委員自身が自己点検・評価を実施することとし，二つは，事務局実施の事業について，関係各課が自己点検・評価を実施し，それをもとに教育委員がさらに評価を実施することとした。

なお，本年は，9月中に自己点検・評価を実施し10月に教育委員による評価を実施，その後学識経験者の意見等を聞き，11月の教育委員会を経て，12月議会に提出することとした。

(1) 教育委員の活動状況等

教育委員会会議の運営・改善，教育委員研修・活動等の項目とし，自己評価をすることとした。

(2) 事務局事業の評価等

各課の事務事業について，各担当が自己点検・評価を実施し，さらに各課長が点検・評価をしたものを教育委員が点検・評価することとした。

(3) 評価の方法等

教育委員の活動状況評価は，教育委員の評価の平均，事務局事業の評価は，各担当の評価，各課長の評価に基づき各教育委員が評価し，その平均とした。

Ⅱ 平成25年度教育委員会の自己点検・評価

1 教育委員の活動等

研修および活動等については、平均 **4.02** の評価点であり、概ね良好と判断される。

- ・ 教育委員会会議については、会議資料の事前配布や関連資料の配付により審議内容の事前確認に努め、活発な論議が展開され、活性化が図られた。
- ・ 全小・中学校への学校訪問や各種団体行事、地域行事へ積極的に参加した。今後においても機会を捉えてできるだけ出席したい。
- ・ 町長マニフェストの取組み状況について学校経営報告会を実施し、各学校の実践状況を把握するために、校長面談を実施した。
- ・ 教育委員会の取組状況や各学校との意見交換の内容について、町長と語る会を実施し意見交換を行った。
また、町の郷土史研究会役員並びに女性団体連絡協議会役員との意見交換会を実施した。
- ・ 教育委員会終了後に毎回委員研修会を実施し、町教育の現状やお互いが持つ情報の交換等により、委員としての資質向上に努めた。今後においても、委員自身の自己研修および相互研修の充実により、教育委員会の活性化を図っていききたい。

2 教育委員会事務局の活動等

各課における事務事業の推進状況についても、平均 **79.00** の評価点であり、概ね順調に推進されていると判断される。

各課における特記事項として、次のことが挙げられる。

(1) 教育総務課

- ・ 教育委員会の会議については、年間12回の定例会と1回の臨時会を開催し、教育行政に関する意思決定を行った。
- ・ 平成21年度策定した、さつま町教育行政の指針となる「教育振興基本計画」に基づき、教育に関する各分野の事務についてその推進を図った。

- ・ 遠距離通学生への通学費の補助や小規模校入学特別認可制度による通学補助を実施し、保護者の負担軽減を図った。
- ・ 高等学校、大学等へ就学する者のうち、経済的な理由により学費の支出が困難な者に対し学費を貸与し、保護者の経済的負担の軽減と就学奨励に努めた。平成25年度は、新規貸付申込12名、継続分2名の合計14名に奨学資金の貸与を行った。
また、奨学資金の利用促進のため町内の中学校長及び近隣の高等学校長へ制度の周知を依頼し、進学予定段階での募集を実施した。
- ・ 小規模校入学特別認可制度に基づき、指定学校を変更して特認校へ通学する児童の保護者に対し、通学に要する交通費の助成を行った。
特認校の児童数は、柊野小学校7名、泊野小学校2名、白男川小学校4名の合計13名に助成を行った。
- ・ 学校規模等適正化計画実施計画(案)について、見直し案を策定し、議会・区公民館長・学校長へ説明した後、全ての区公民館・単位PTAへ説明会を開催し、計画への理解を求めた。
- ・ 老朽化したパソコンについて、佐志小・平川小の児童用パソコンと、薩摩中学校の生徒用パソコンの更新を行った。また、校務用についても老朽化したパソコンがあったことから管理職用及び事務室用パソコンの更新を行った。
- ・ 生活様式の多様化により和式トイレの利用が困難な児童生徒が増えてきていることから、小学校17基、中学校7基について洋式化を図った。
これにより、全トイレ数に占める洋式トイレの割合は約20%となっている。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒のための特別支援教室開設のため、柏原小学校の特別教室の改修を図った。
- ・ 盈進小学校で発生した転落事故を受け、手すり等を設置するなど安全対策を図った。また、町立幼稚園及び全ての小・中学校において専門家による安全点検を行い、緊急を要する危険箇所について安全対策を図った。
- ・ 耐震診断の結果、補強が必要な求名小学校屋内運動場について、平成24年度の繰越予算により計画し、平成25年度で耐震補強工事を実施し

た。これにより平成25年度末の耐震化率は98.2%となった。

- ・ 教職員住宅について、その維持管理に努め、補修工事の実施と公立学校共済組合への償還（1戸分）を行った。また、平成25年度末で管理戸数は79戸となっており、教職員住宅の空き家の有効活用を図るため、31戸を一般へ貸付を行っている。

(2) 学校給食センター

- ・ 安心安全な給食を提供するため、「学校給食衛生管理基準」に基づき、施設・設備等の衛生管理に努めた。また、町学校給食衛生研修会の開催や各種衛生管理研修会への参加により、衛生管理の向上に努めた。
また、学校における児童・生徒の食事の状況等を踏まえ、給食全般に関する課題や問題点等を協議・検討するため、学期ごとに担当者会を実施した。
- ・ 3名の栄養教諭による学校訪問等で、「食育」をはじめ正しい食事の在り方や望ましい食習慣等の指導を行った。また、食育教育推進の一環として、家庭からの「おにぎり持参給食」を実施した。
- ・ 地産地消については、町内産の食材を使用した給食を提供した。また、地元産小麦（さつまの恵）を使用したパンの提供、酪農家・小麦生産者・金柑生産者等との交流給食を実施した。
- ・ 米飯給食については、週2回地元産米のヒノヒカリを使用した給食を提供した。
- ・ ホームページによる情報の提供に努めた。
- ・ 給食費については、関係各課、学校、PTAと連携し、児童手当・就学援助費からの徴収に努めた。収納率は99.2パーセントであった。
- ・ 学校給食センターの1センター化・民間委託については、事務局職員、担当課と協議し、1センター化方針決定のための町長協議を実施した。
また、学校給食センター運営委員会でも説明を行った。
- ・ 調理員については、退職者1名で任用替えはなかった。

(3) 学校教育課

- ・ 校長研修会（年6回）・教頭研修会（年5回）の開催や県外研修等の実施により、管理職の資質の向上に努めた。
- ・ 町長マニフェストについて、各学校の実践状況等を把握するために、教育委員による校長面接を実施し、その推進を図った。
また、マニフェストにより学校の特色化・活性化を推進するため、10校を学校活性化推進事業校に指定し、実践研究に取り組みさせた。
- ・ 年度始めの町教委訪問や北薩教育事務所との合同訪問により、全小中学校を訪問し、実態把握に基づく指導に努めた。
- ・ 小・中・高連携研究会や中学校学力向上総合プランによる研究等を通し、児童生徒の学力向上、教員の指導力向上に努めた。
- ・ 町教育研究会主催による授業を通した研修の実施や鹿児島学習定着度調査等の結果分析を基にした研修等により、教師の指導力の向上、授業改善に努めた。また、「鹿児島チャレンジ」「鹿児島ベーシック」を印刷・製本・配布し、学力向上に生かした。
- ・ 読書に主体的に親しませるため、学年別推薦図書をまとめた「さつま読書のすすめ」を作成し、町内全児童生徒に配布し、「親子20分読書」の推進や「読み聞かせ」など本町の特色ある読書活動の支援を行った。
- ・ ALTの活用や「特別支援教育支援員派遣事業」「理科支援員配置事業」等の導入により、個に応じたきめ細かな指導と確かな学力の定着に努めた。
- ・ 集団宿泊学習の実施や人権同和教育の推進、教育相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の派遣により、心の教育の充実に努めた。
- ・ 生徒指導研究会や担当者研修会を開催するとともに、小中連携も推進し、生徒指導上の問題行動やいじめ・不登校問題への対応能力の向上や生徒指導態勢の確立に努めた。
- ・ 体力・運動能力調査等をもとに、児童生徒の体力や健康状況を把握し、「チャレンジさつまっ子事業（泳力検定）」や一校一運動、水泳・陸上記録会、チャレンジかごしま等を通して、心身ともにたくましい児童生徒の育成に努めた。
- ・ 校内の施設設備等の安全点検や交通教室、不審者対応訓練等の安全指

導を徹底し、事故等の防止に努めた。また、警察やスクールガードリーダーとの連携により、登下校の安全確保を徹底するようにした。

(4) 社会教育課

- ・ 生涯学習を推進するため、生涯学習講座（15 講座）や高齢者学級（大学）の開講、町職員によるさつまの郷出前講座（39 メニュー）を実施し、地域サロンや高齢者学級、各種サークルなどに活用された。
- ・ 「人・自然・元気がやぐさつま町」を大会テーマとして、町民大会を開催し、約 600 人の参加のもと、各種表彰や生涯学習発表、講演会（島田洋七氏「がばいばあちゃんが教えてくれたこと」）などを行い学習意欲等の向上に努めた。
- ・ 青少年の健全育成を図るため、地域や学校、子ども会、PTA など各種団体に組織する「さつま町青少年育成町民会議」における連携した各種取り組みや、年間を通した「さつまふるさと体験塾」の開講、ジュニアリーダークラブの育成に努めた。
- ・ 「さつまの日（青少年育成の日と家庭の日）」を充実するため、町広報紙を活用した啓発活動や「親子で楽しむカヌー体験」、「親子で紫尾山トレッキング体験会」などを開催し、親子のふれあい交流に努めた。
- ・ 区公民館や公民会活動の促進を図るため、運営補助金を交付するとともに公民館長連絡協議会定例会の開催（年 6 回）や研修会を開催し、地域活性化の基盤づくりに努めた。また、青森県鶴田町の訪問交流の支援を行った。
- ・ 町内の全小・中学校、幼稚園、保育所での家庭教育学級の開設や新入学児童の全部の親を対象に、家庭での子育て等についての講演会を開催し、子育てのあり方や家庭教育の支援に努めた。
- ・ 平成 25 年度末で個人 37 人、団体 8 団体（209 人）、合計 246 人の学校応援団の登録があり、農作業体験や調理実習、読み聞かせ、交通安全見守りなど幅広い分野で学校教育活動の支援がなされた。
- ・ 人権同和教育について、人権フェスティバル（講演：にしゃんた氏「留学生が愛した国」）の開催や家庭教育学級中での人権研修の実施、集会所事業による生涯学習の実施など人権研修の充実に努めた。

- ・ 読書活動の推進を図るため、親子への読み聞かせ指導と絵本などのプレゼントを行なうブックスタート事業や図書館だより（年6回）の発行、読書感想文・感想画コンクール、「お話の部屋スペシャル」などを開催し、読書に親しむ機会の提供に努めた。
- ・ 「こども図書館～えほんの森～」では、2周年記念事業として、「本のびょういん」や「0円古本市」を開催するなど幼児期の読書推進と利用促進に努めた。
- ・ 社会体育の推進を図るため、町体育協会による地区対抗のスポーツ大会や専門部における競技大会などの開催支援に努めるとともに大会を通じた地域の親睦交流に努めた。
- ・ 体力向上や健康づくり推進の一環として、ニュースポーツの普及・推進や、「体育の日」のスポーツ推進委員における「町民体力テスト」を実施した。
また、スポーツコンベンションを活用してのサッカーのスポーツ教室を開催した。
- ・ B&G海洋センター事業として、水辺の安全教室、水泳大会、水泳教室などを実施し、体験活動や水の事故ゼロを目指した水の安全教育に努めた。

(旧文化課関係分)

- ・ 町内9小学校及び1幼稚園を対象とした「市町村による青少年劇場」(劇団如月舎『のらねこハイジ』)や、鶴田中学校を対象とした鹿児島県バレエ協会主催の『バレエへの招待』(県事業)、及び薩摩中学校での「次代を担う子どもの文化芸術体験事業(文化庁主催)」(劇団東京芸術座『赤ひげ』)など、優れた芸術に接する機会を作った。
- ・ 町内の小中高及び「宮之城吹奏楽団」、吹奏楽経験者が一同に会し、「空まで響け、さつまの音色～みんなで築くこの町に」と題して、14回目を迎えたみやんじょ吹奏楽フェスタを開催した。
- ・ 一般公募による「さつま美術展」を開催し、芸術文化の振興に努めた。
なお、テーマの部79点、自由の部1153点の応募があり、優秀作品は宮之城文化センター等に展示し、広く町民に鑑賞機会を提供した。
- ・ 宮之城屋地アーケード街の「竹楽亭」を利用して、「まちなか美術館」を開催し、町内の小学生を対象に水彩画や版画、書道、硬筆等の作品を

展示した。また、こども文化祭に出展した保育園・幼稚園の作品も展示した。

- ・ さつま町文化協会によるこども文化祭及び各支部文化祭の開催，専門委員会の活動を支援するとともに，郷土史研究会や宮之城人形復興会，文化財ボランティア等の活動を支援した。
- ・ さつまフェスタ開催時に，同会場でさつま郷土芸能祭を開催し，町内の4団体が地域に伝わる郷土芸能の発表を行った。

出演団体名	郷土芸能名
佐志区 仮屋原伝統保存会	仮屋原三尺棒踊り
紫尾区郷土芸能保存会	弊舞い
平川区 北原棒踊り保存会	棒踊り
久富木区 角郷郷土芸能保存会	角郷三本矢旗踊

- ・ 平成27年に鹿児島県で開催される国民文化祭への取組として，実行委員会と企画委員会を組織した。また，開催県である山梨県等の研修視察を行った。
- ・ ふるさとの貴重な歴史資料を保管する宮之城歴史資料センターで，収蔵資料のガス燻蒸を行った。また，4月23日から5月31日かけて「収蔵資料展」を，9月21日から11月17日にかけて「原田正純のまなざし」と題して特別展を開催した。
- ・ 中山間地域総合整備事業に関する発掘調査など5件の確認調査・本調査，6件の試掘調査・工事立会を実施するとともに，発掘調査の終了した小松原B遺跡と宗功寺跡の報告書作成のための整理作業を行った。

Ⅲ 平成25年度の自己点検・評価に対しての学識経験者からの意見・要望等

- ・トイレの洋式化について、達成率が20%となっているが、今後の整備方針は。
- ・教職員住宅への入居促進について、周知・広報はどのように行っているか。また、地域行事への参加についての指導はどのように行っているか。
- ・給食費の未納が少なくなっているが、児童手当や就学援助費から徴収できていることが一因か
- ・給食費の徴収率が99.2%は高いと思う。
- ・教育行政の重点施策については、きめ細かく定めてあると思う。
- ・夏祭りに関し、子ども神輿の参加が少ない。子どもも参加できる祭りでもあるので、多くのこどもが参加できるよう指導(周知)して欲しい。
- ・ナイター陸上はいいイベントだと思っている。学校単位ではなく個人の記録を競い合うことでいい刺激になっていると思う。
- ・教育講演会について、中学生を対象として開催されているが、参加対象を広げることができないか。
- ・著名人の講演等により、夢を持つよう中学生の意識を高めることは、高等学校にとってもありがたい。
- ・子どもたちにふるさとづくりの意識を持っていただきたい。子どもの段階からふるさとを思う意識を持ってもらう育て方が、将来の町づくりにもつながると思う。
- ・地域から注目をされているという意識を児童生徒に持たせる教育環境にあることは、学校にとってもありがたい。

IV 平成25年度自己点検・評価結果

1 教育委員活動

評価項目		評価の観点	評価	備考(反省点)
1 教育委員会の 会議の運営・ 改善	1	定例会・臨時会の会議は適切に開催されたか。 (回数・時期・日程・審議件数等)	4.67	
	2	事前資料・関連資料等の配付が適切になされたか。	4.67	
	3	必要に応じて、報告・連絡・相談及び事前勉強会や相互研修等がなされたか。	4.00	
	4	議案(報告)等の審議にあたっては適切な意見交換がなされ十分審議されたか。	4.00	
	5	委員の意見・提案は施策に反映されたか。	3.67	
	6	会議及び会議録の公開・広報等は適切になされたか。	4.00	
2 委員の研修等	7	国・県・地区・町等のバランスのとれた研修計画がなされたか。	3.67	
	8	当面する課題に対する研修が適切になされたか。	4.33	
	9	研修の成果が施策に反映されたか。	3.33	
3 委員の活動等	10	教育委員会主催行事・学校行事・各種団体主催行事・地域行事等の委員への連絡・通知等は適切になされたか。	4.67	
	11	教育委員会主催行事・学校行事・各種団体主催行事・地域行事等の委員の参加は適切になされたか。	4.33	
	12	各種行事等に対する改善点について委員の意見・提案がなされたか。また、意見・提案は改善等に反映されたか。	3.67	
	13	委員による町民等からの相談・意見・情報等の把握及びそれらに対する適切な対応がなされたか。	3.33	委員として住民との意見交換が少なかった。
	14	委員と町長・副町長・議会等との情報交換会等は適切になされたか。	4.00	

評価 (注1) 評価点 5 = 〈たいへんよくできた〉 4 = 〈よくできた〉 3 = 〈ふつう〉

2 = 〈やや不十分〉 1 = 〈不十分〉

(注2) 総合評点 全ての評価点の平均点(合計点÷14)

総合評点 4.02

2 教育行政の重点施策の推進状況（担当課及び教育委員による）

目標	課名	番号	事務事業名	評価		
				担当課	教育委員	
教育と文化の薫る生涯学習推進のまち	教育総務課	1	さつま町奨学資金貸与事業	86	90	
		2	小規模特別認可制度通学費補助	64	45	
		3	学校の再編	93	100	
		4	学校施設耐震化推進事業(求名小学校)	94	100	
		5	学校トイレ洋式化事業	98	100	
		6	小学校PC整備事業	93	100	
		7	中学校PC整備事業	93	100	
		8	読書に親しむ活動推進事業	87	95	
		9	共済住宅整備事業	60	40	
	給食センター	10	学校給食の地産地消の推進	75	65	
		11	学校給食センターの民間委託の検討	68	55	
	学	校	12	外国青年招致事業	83	85
			13	小・中・高連携推進事業	83	70
			14	学校活性化推進事業	95	100
		教	15	さつま学(郷土教育)の推進	85	85
			16	町教育研究会事業	90	95
			17	さつま町特別支援教育支援員派遣事業	95	100
			18	理科支援員等実践研究事業	79	85
			19	小学校授業力向上推進事業	83	70
			20	中学校学力向上セミナー事業	92	95
			21	「早寝・早起き・朝ごはん運動」推進事業	69	45
			22	生徒の教育相談	91	95
			23	スクールカウンセラー事業	89	90
			24	スクールソーシャルワーカー活用事業	92	95
	育	25	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	91	100	
		26	人権同和教育事業(小学校)	77	75	
		27	人権同和教育事業(中学校)	79	70	
		28	幼稚園教育	58	50	
		29	未就園児の保育体験(おひさまクラブ)事業	63	55	
	社会教育課	社	30	社会教育事務事業	75	65
			31	生涯学習推進事業	73	70
			32	家庭教育学級推進事業	77	60
		会	33	高齢者学習活動促進事業	77	80
			34	青少年育成推進事業	87	100
			35	「さつまつの日」推進事業	78	70
			36	学校応援団推進事業	81	80
			37	社会同和教育推進事業	52	50
			38	自治活動推進事業	77	65
			39	公民会・公民館合併の促進	70	60
			40	図書室運営事業	73	75
			41	ブックスタート事業	91	100
	42	スポーツ教室開催事業費	79	65		

目標	課名	番号	事務事業名	評価	
				担当課	教育委員
	社 会 教 育 課	43	学校開放事業費	85	95
		44	視聴覚教育推進事業	72	70
		45	さつま郷土芸能祭	81	80
		46	芸術文化活動事業	85	95
		47	郷土芸能伝承活動事業	74	65
		48	文化財保護事業	81	85
		49	埋蔵文化財調査事業	80	85
		50	歴史民俗資料館運営	87	85
		51	郷土学習推進事業	89	95
		52	国民文化祭への取り組み	81	95
			平均	80.96	79.00

[資 料]

教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、さつま町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、自己点検及び評価（以下「事務点検評価」という。）を実施することに関し必要な事項を定め、効果的な教育行政の推進に資することを目的とする。

(事務点検評価の実施)

第2条 教育委員会は、毎年、前年度に係るその権限に属するすべての事務を対象に事務点検評価を行う。

(外部の有識者の知見の活用等)

第3条 教育委員会は、事務点検評価の客観性を確保するため、外部の有識者（以下「外部評価委員」という。）の知見を活用するものとする。

- 1 外部評価委員は、教育に関する有識者で、教育行政について客観的に意見を述べることができる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 2 外部評価委員は、教育委員会の事務点検評価について、意見・要望等を述べるものとする。
- 3 外部評価委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。欠員が生じた場合における補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務点検評価結果の活用)

第4条 教育委員会は、事務点検評価結果を教育施設の企画立案等、効果的な教育行政の推進等に活用するものとする。

(町議会への報告等)

第5条 教育委員会は、事務点検評価に係る報告書を作成し、町議会に提出するとともに、公表するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事務点検評価に必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

さつま町教育委員会 委員名簿 (平成26年11月現在)

職 名	氏 名
委 員 長	坂 口 正 浩
委員（委員長職務代理者）	神 園 和 昭
委 員	山 内 江 利 子
委 員	白 坂 和 美
委 員	東 修 一